

《軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法》

(1) 被保険者の状態の確認

ケアマネジャーは、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が「案内1」の【表2 福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像】に該当する可能性があるかどうか確認する。

(2) 医師への照会

ケアマネジャーは、当該被保険者の状態が「案内1」の【表2 福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像】に該当する可能性について十分な説明をした上で医師に照会し、医学的な所見を具体的に聴取すること。

(3) サービス担当者会議の開催

(2)において、「案内1」の【表2 福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像】に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャーは、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断する。

(4) 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャーは介護保険課に「確認申請書」を提出する。

《「確認申請書」の添付書類》

- ・医師の医学的な所見を示す書類（ア～ウのいずれか）
 - ア：主治医意見書
 - イ：医師の診断書等
 - ウ：医師から聴取した所見の記録（聴取日時・方法・内容・医師の名前等が必要）
- ・サービス担当者会議の記録
- ・居宅サービス計画書（第1表、第2表）又は介護予防サービス・支援計画書

(5) 介護保険課における確認

介護保険課において、確認申請書及び添付書類により、次の確認内容のほか必要な事項を審査する。

《確認内容》

- ・「案内1」の【表2 福祉用具貸与の例外給付の対象となる状態像】に該当する旨が主治医意見書、医師の診断書等、医師から聴取した所見の記録に明確に記載されていること。ただ単に福祉用具が必要であると判断している場合や病名が合致しているだけでは認められない。
- ・本人の日常生活の状態について適切に助言が可能なものが出席するサービス担当者会議において、福祉用具貸与の例外給付についての検討が十分なされていること。
- ・居宅（介護予防）サービス計画書に「福祉用具貸与が必要な理由」が記載されていること。

(6) 例外給付の可否の連絡

例外給付の可否について、申請者であるケアマネジャーに文書で通知する。

★例外給付の期間としては、認定期間に合わせて設定しますが、利用の必要性の判断については、日頃から利用状況の把握等に努め、必要に応じ随時行うことに留意してください。また、最低限の見直しの時期として、少なくとも認定更新又は区分変更時には必ず行い、その際、継続して貸与を受ける必要がある場合には、初回同様に上記（2）～（4）の手続が必要です。